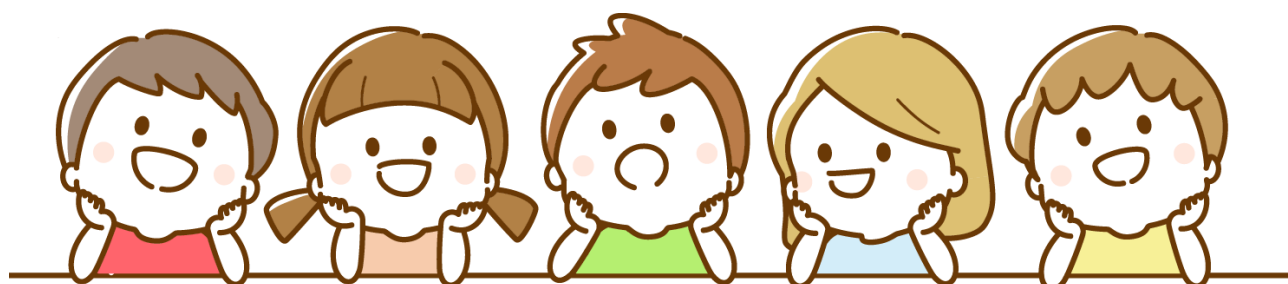


第 3 期

余市町子ども・子育て支援事業計画

令和7(2025)年度～令和 11(2029)年度



令和7年3月

余市町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけと期間	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の期間	2
3. 計画の策定方法	3
(1) 余市町子ども・子育て会議	3
(2) アンケート調査の実施	3
(3) パブリックコメントの実施	3
4. 子ども・子育てをめぐる動き	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1. 余市町の概況	5
(1) 総人口と年齢3区分別人口	5
(2) 出生数と出生率の推移	6
(3) 子どものいる世帯数の推移	7
(4) 子育て期の女性の就業率の推移	8
(5) 総人口と児童人口の推計	9
2. 余市町の教育・保育施設等	11
(1) 認可保育所(園)・認定こども園(保育部分)	11
(2) 幼稚園・認定こども園(教育部分)	11
(3) 放課後児童クラブ	12
3. 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況	13
(1) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況	13
4. アンケート調査からみる子育ての状況	15
(1) 主な調査結果	15
第3章 計画の考え方	24
1. 基本理念	24
2. 基本目標	25
第4章 施策の展開	27
1. 関連施策の展開	27
(1) 産休・育休明けにおける教育・保育等の円滑な利用の確保	27
(2) 児童虐待防止対策の推進	27
(3) 障がい児施策の充実等	28
(4) 生まれ育った環境に左右されない支援の推進	28
(5) 教育・保育環境の充実	28
第5章 量の見込み及び確保方策	29
1. 教育・保育提供区域の設定	29
2. 教育・保育の量の見込み及び確保方策	29
(1) 教育・保育施設の現状	29

(2) 量の見込み及び確保方策	30
3. 乳児等通園支援の量の見込み及び確保方策	32
4. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び確保方策	33
(1) 利用者支援事業	33
(2) 地域子育て支援拠点事業	34
(3) 妊婦健康診査	34
(4) 産後ケア事業	35
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	35
(6) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	36
(7) 子育て世帯訪問支援事業	36
(8) 児童育成支援拠点事業	37
(9) 親子関係形成支援事業	37
(10) 子育て短期支援事業	38
(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	38
(12) 一時預かり事業	39
(13) 延長保育事業	40
(14) 病児保育事業	40
(15) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	41
(16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	41
(17) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	42
5. 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保	43
(1) 認定こども園への移行の推進	43
(2) 質の高い教育・保育の一体的な提供の推進	43
(3) 町立保育所の統廃合の検討について	43
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	44
(1) 幼児教育・保育の無償化	44
(2) 適切な給付の推進	44
(3) 都道府県との連携の方策	44
第6章 計画の推進に向けて	45
1. 計画の点検・管理	45
2. 関係機関の役割及び連携	45
(1) 計画の推進に向けた役割	45
(2) 計画の推進に向けた連携	46
資料編	47
1. 余市町子ども・子育て会議	47
(1) 余市町子ども・子育て会議条例	47
(2) 余市町子ども・子育て会議委員名簿	48
2. 計画の策定経過	49

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

我が国においては、令和5年の全国の合計特殊出生率が1.20となっており、急速な少子化が進行、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会・経済構造が変化する中で、児童虐待、ヤングケアラー、自殺者数の高止まりなど、様々な問題が顕在化しています。

このような課題を解決するために、国においては、令和5年4月に、次世代の社会を担う全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした、こども基本法が施行されました。

また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、さらなるこどもに関する施策を総合的に推進するため、「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化した、こども大綱が閣議決定されました。

こども大綱においては、全ての子ども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会である、「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

さらには、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年6月に成立し、この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が令和7年度に創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることになりました。

このような背景の中、余市町においては、第2期余市町子ども・子育て支援事業計画の改定時期を迎えることから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期余市町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画として位置づけます。

また、本町の最上位計画である「余市町第 5 次総合計画」（令和 4 年 3 月策定）との整合を図るとともに、「余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び余市町障がい児福祉計画」、「余市町健康づくり計画」、道で策定する「第 5 期子ども未来づくり北海道計画」など、関連計画との整合や調整を図りながら策定しています。

(2) 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

計画の期間

令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
第 2 期余市町子ども・子育て支援事業計画					第 3 期余市町子ども・子育て支援事業計画				
				次期計画 策定					次期計画 策定

3. 計画の策定方法

(1) 余市町子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条の規定に基づき設置している「余市町子ども・子育て会議」にて、計画内容の協議を行いました。

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成された同会議は、本町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関して、必要な事項や施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議する役割を担っています。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、令和6年6月に「余市町の子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施し、子育て中の町民の子育てに関する意識やニーズ等の動向を把握しました。

【調査票の種類と調査方法】

調査の種類と対象者	実施方法	調査方法
①就学前児童調査		
就学前児童（0～6歳）の保護者	全数調査 （兄弟姉妹等は除く）	郵送による調査依頼書の送付、WEB方式で回答
②小学生児童調査		
小学生児童（1～6年生）の保護者	全数調査 （兄弟姉妹等は除く）	郵送による調査依頼書の送付、WEB方式で回答

【調査期間】令和6年6月5日～6月28日

【調査対象地区】町内全域

【調査票の配布・回収結果】

調査の種類	配布数	回答数	有効回収率
①就学前児童調査	374	179	47.9%
②小学生児童調査	500	222	44.4%
総計	874	401	45.9%

(3) パブリックコメントの実施

町民の意見を広く反映させるため、令和7年1月27日～令和7年2月26日に、計画素案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

4. 子ども・子育てをめぐる動き

	法律・制度等	内容
平成 30 年 (2018 年)	子ども・子育て支援法等の一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定、子どもの利用者負担の引き下げ
令和 4 年 (2022 年)	児童福祉法等の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 ・児童相談所等による支援、妊産婦等への支援の質の向上 ・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 ・児童の意見聴取等の仕組みの整備 ・一時保護等の判断に関する司法審査の導入 ・子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 ・性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化等
令和 5 年 (2023 年)	子ども家庭庁の設置	・子どもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、子どもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、子どもの権利利益の擁護を任務とする子ども家庭庁が創設
	子ども基本法施行	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ・施策に対する子ども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保
	子ども大綱の閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の3大綱を一元化
	子ども未来戦略の閣議決定	・若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す
令和 6 年 (2024 年)	子どもまんなか実行計画の決定	・子ども大綱に基づく幅広い子ども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策推進法改正	・令和17年（2035年）3月末までの時限立法に再延長
	子ども・子育て支援法等の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・全ての子ども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育での推進 ・給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

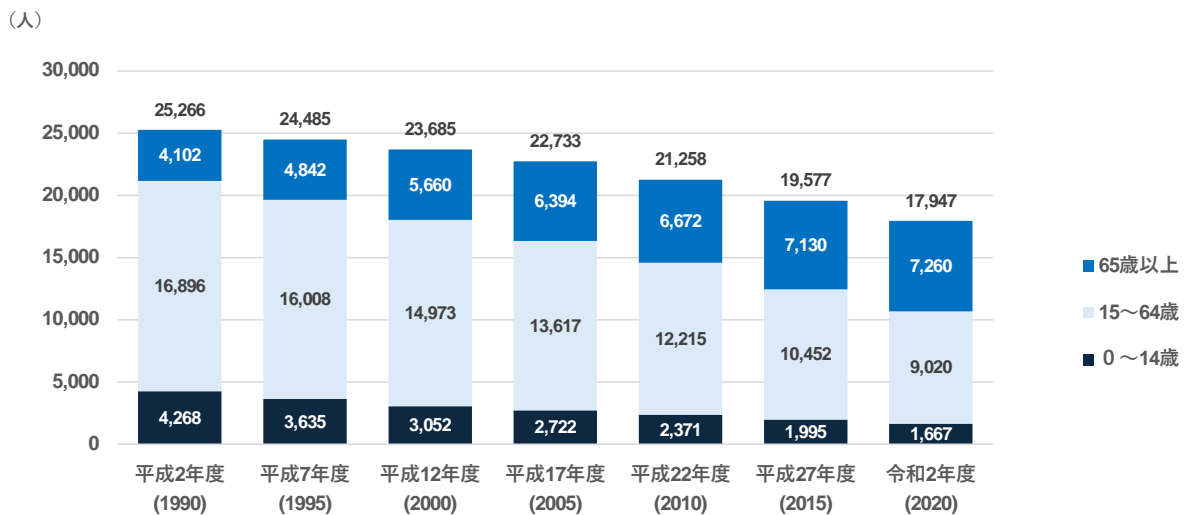
1. 余市町の概況

(1) 総人口と年齢3区分別人口

本町の総人口は減少傾向が続いており、令和2年度の時点で17,947人となっています。20年前の平成12年度と比較すると約5,700人減少しています。こうした中、0～14歳（年少人口）も減少しており、その一方で65歳以上（高齢人口）は増加がみられ、いわゆる少子高齢化が進行しています。

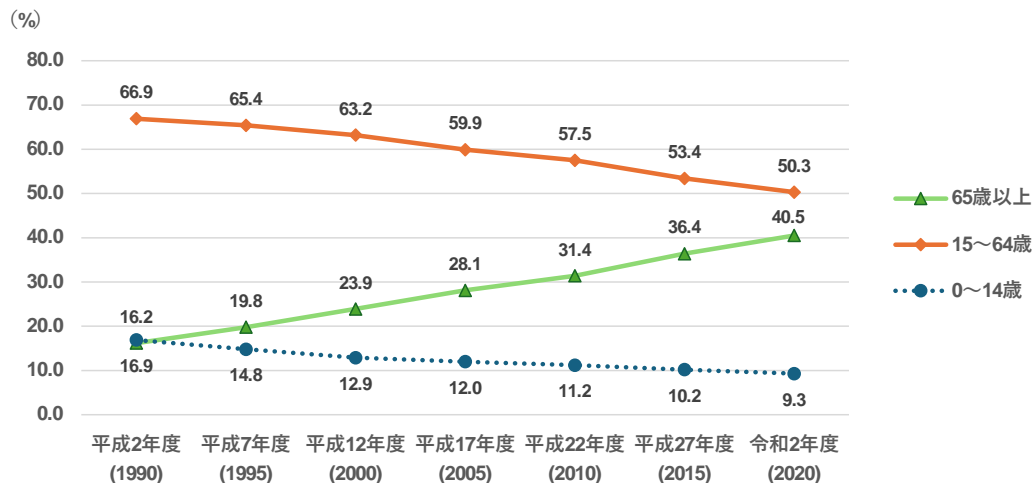
人口構成比をみると、0～14歳と65歳以上の割合は逆転し、0～14歳は総人口の9.3%となっています。

総人口と年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

年齢3区分別人口構成比の推移



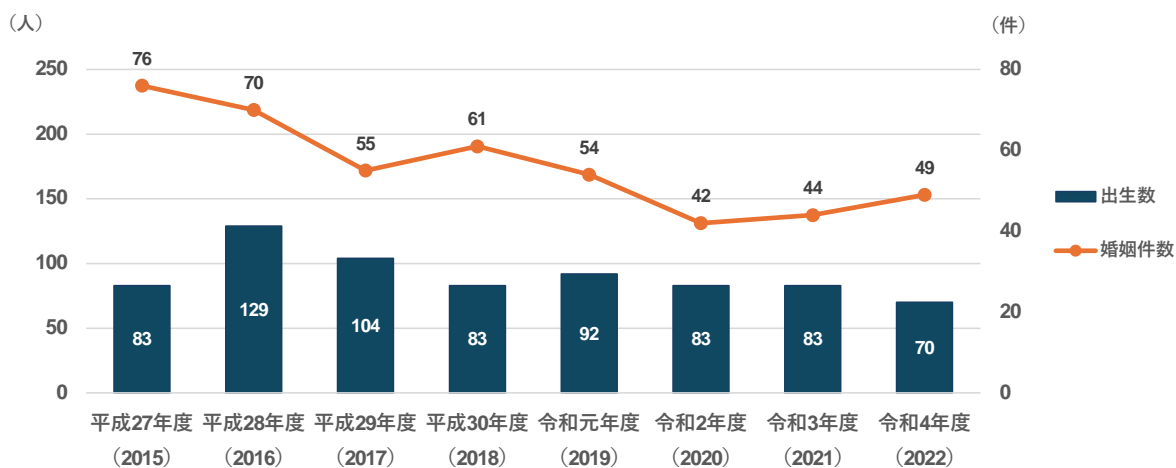
資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

(2) 出生数と出生率の推移

年によって変動はありますが、本町の出生数は近年70～80人前後で推移しています。婚姻件数は、近年は50人前後となっています。

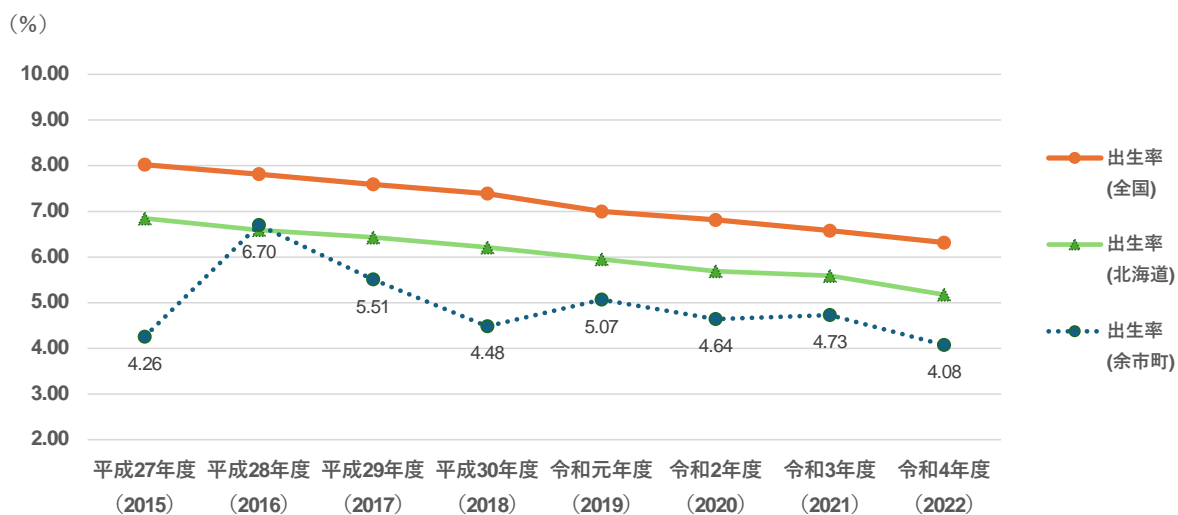
人口1,000人あたりの出生数を表す出生率をみると、本町の値は平成28年度を除き、全国や北海道の値よりも低く推移しています。

出生数と婚姻件数の推移



資料：「北海道保健統計年報」

出生率の推移



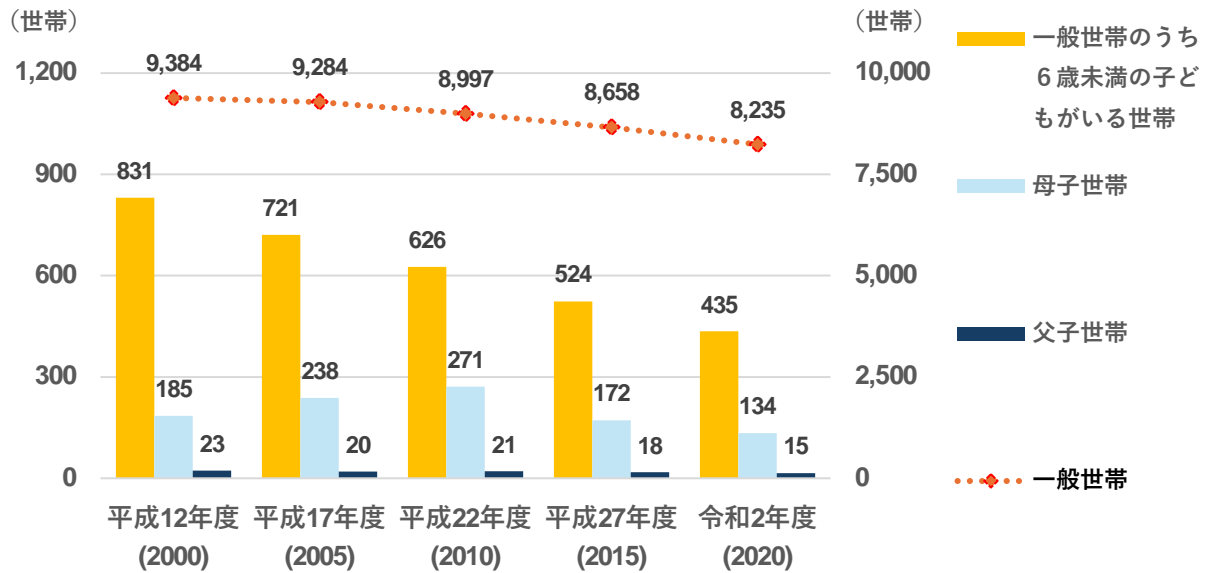
資料：「北海道保健統計年報」

(3) 子どものいる世帯数の推移

総人口とともに一般世帯も減少傾向にあり、その中で6歳未満の子どもがいる世帯は、令和2年度の時点で435世帯にまで少なくなっています。

近年は、ひとり親家庭の母子世帯と父子世帯もそれぞれ減少傾向にあります。

子どものいる世帯数の推移



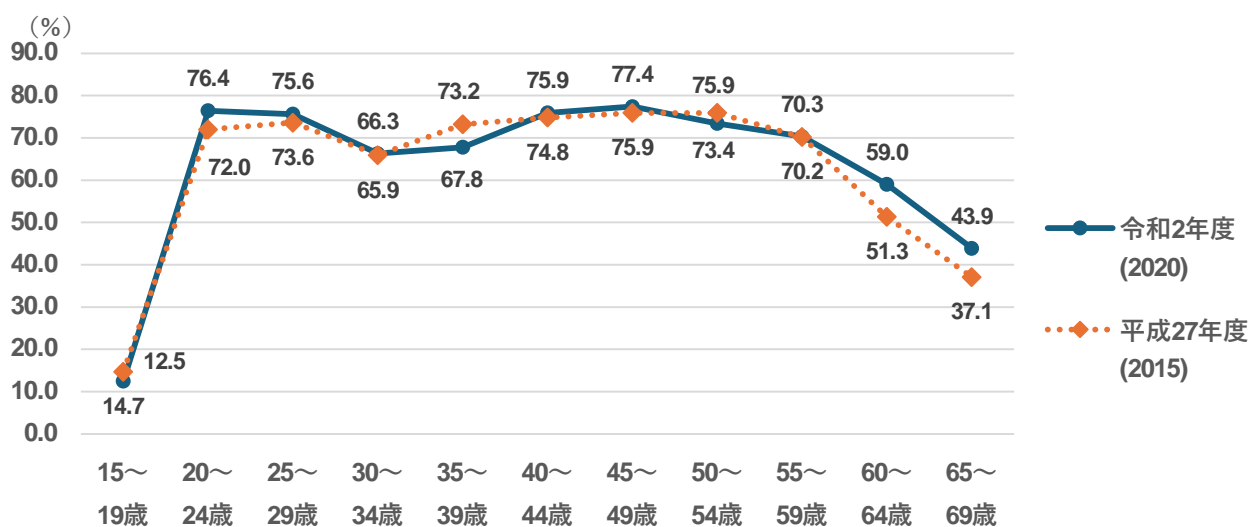
資料：国勢調査

(4) 子育て期の女性の就業率の推移

本町における女性の就業率は、いわゆる“M字カーブ”とまではいかないものの、子どもが生まれる可能性が高い30歳代前半から後半にかけて就業率の低下がみられますが、就業意欲の高まりや、子どもを預けながら働くといったライフスタイルにより、子育て期のその他の年齢層では、就業率は7割を超える割合となっています。

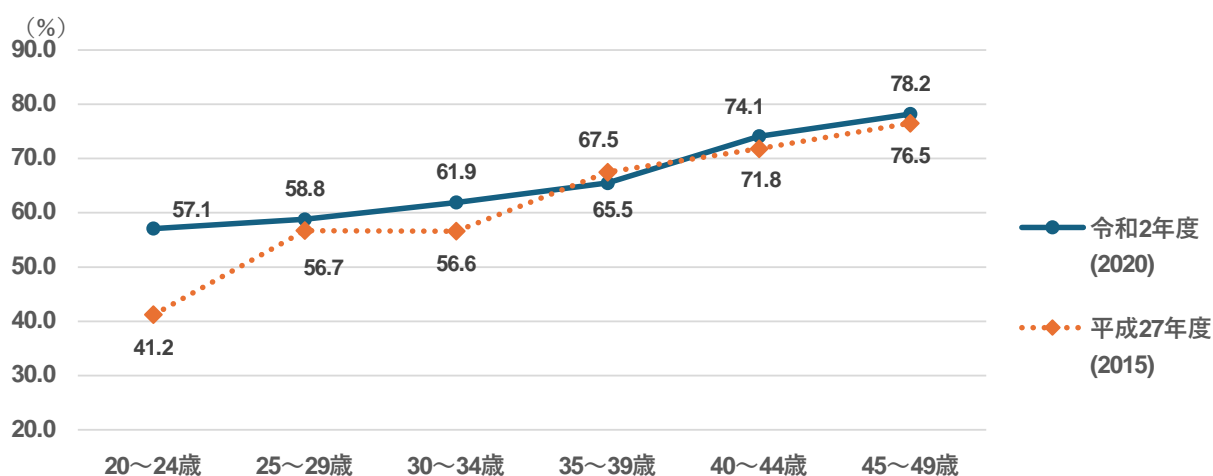
子育て期の女性(有配偶者)における就業率をみると、35～39歳を除く全ての年齢層で、平成27年度に比べて上回っています。

女性の就業率の推移



資料：国勢調査

子育て期の女性（有配偶者）の就業率の推移



資料：国勢調査

(5) 総人口と児童人口の推計

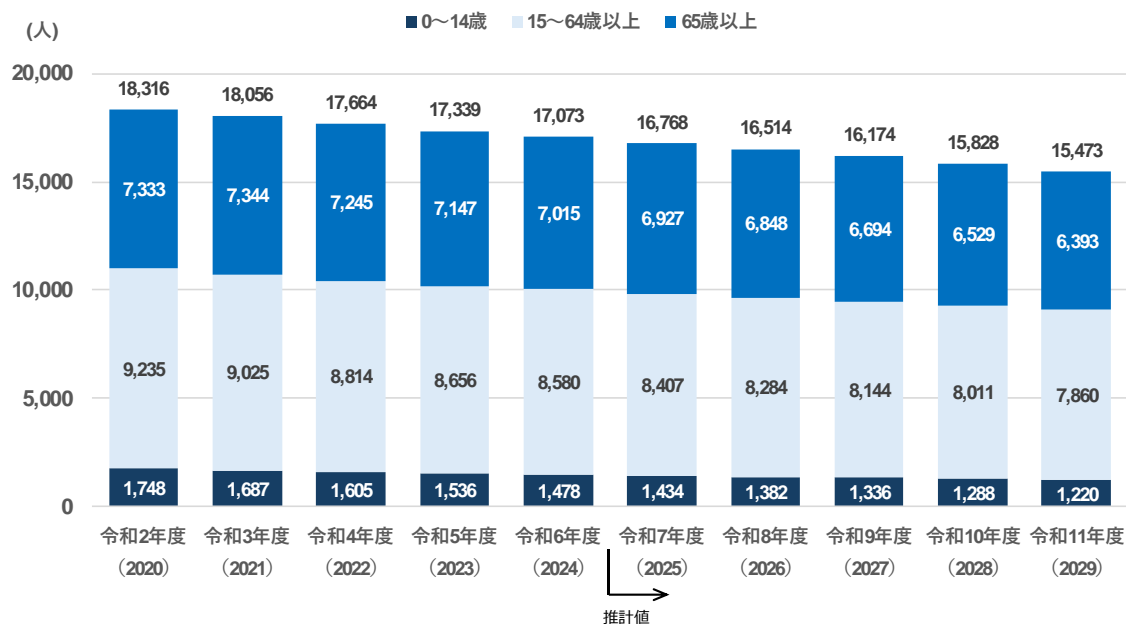
本町の将来人口について、令和2年度から令和6年度の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を使用して、各歳による変化率（例：1歳の人口が翌年2歳になるときの人数の動き）、出生数の動向等を踏まえて算出しました。

その結果、総人口は、今後も減少傾向が続き、本計画の最終年度となる令和11年度には15,473人に、うち0～14歳は1,220人になると推計されています。

特に0～5歳人口（就学前児童と設定）は、令和11年度の時点で409人に、令和6年度と比べて55人の減少が予想されています。

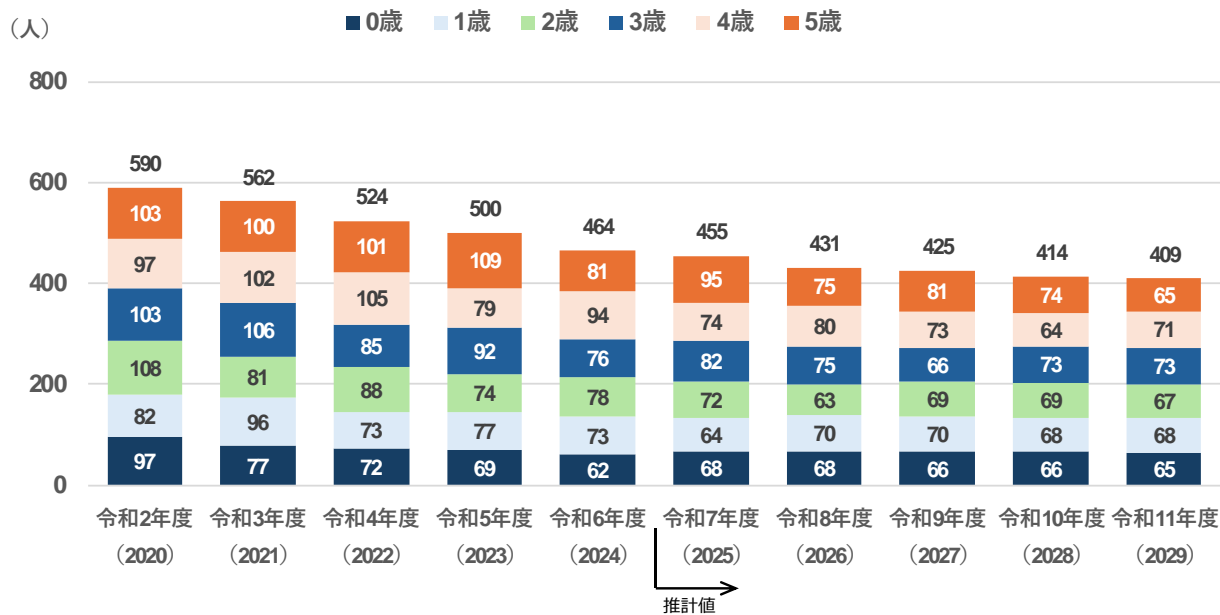
6～11歳（小学生児童と設定）も減少し、令和11年度の時点で512人になることが見込まれています。

総人口と年齢3区分別人口の推計結果



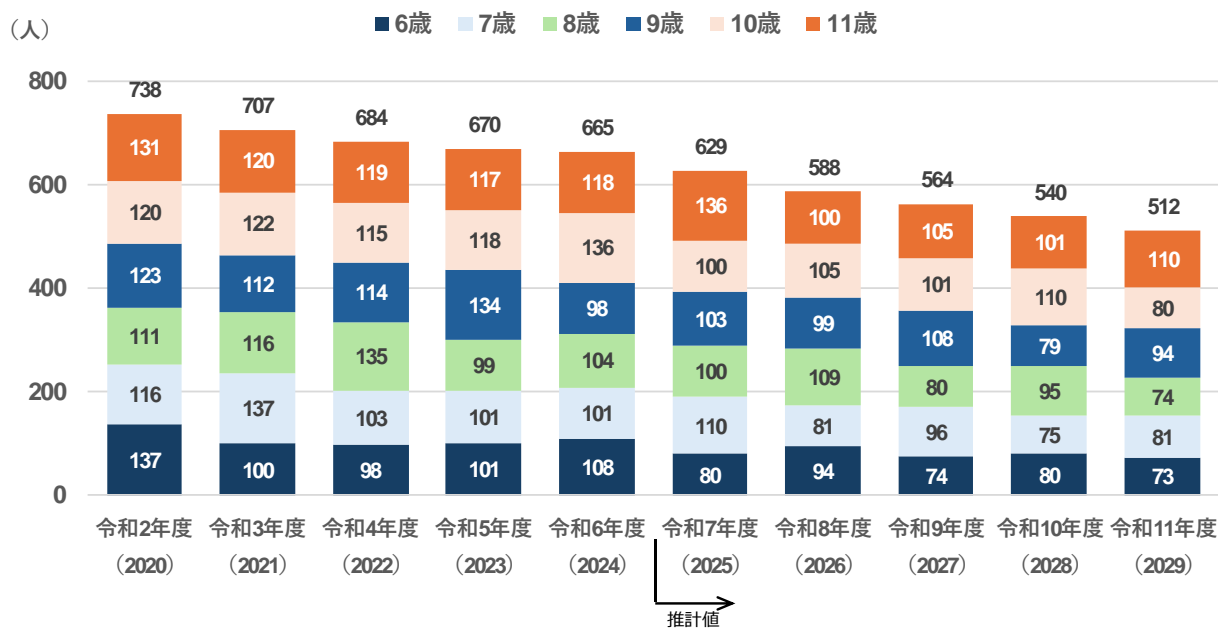
資料：令和2年度～令和6年度は住民基本台帳

児童人口（0～5歳）の推計結果



資料：令和2年度～令和6年度は住民基本台帳

児童人口（6～11歳）の推計結果



資料：令和2年度～令和6年度は住民基本台帳

2. 余市町の教育・保育施設等

(1) 認可保育所（園）・認定こども園（保育部分）

利用者数の合計は、令和2年度の248人から令和6年度の161人と減少傾向で推移しています。

令和6年度の定員に対する利用者数をみると、杉の子幼稚園においては定員を上回っていますが、施設としては教育部分との合計では定員内であり、他の施設においては定員を下回っています。

認可保育所（園）・認定こども園（保育部分）の推移

（単位：人）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
	利用者				利用者	定員
大川保育所	52	46	39	41	48	60
中央保育所	41	43	32	28	30	60
ほうりゅうじ保育園	73	67	69	66	54	80
杉の子幼稚園 (認定こども園：保育部分)	82	104	20	31	29	26
合計	248	260	160	166	161	226

※各年4月1日現在

(2) 幼稚園・認定こども園（教育部分）

利用者数の合計は、令和2年度の136人から令和6年度の160人と年度ごとの増減はあるものの、増加傾向で推移しています。

令和6年度の定員に対する利用者数をみると、全ての施設において定員を下回っています。

幼稚園の推移・認定こども園（教育部分）の推移

（単位：人）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
	利用者				利用者	定員
杉の子幼稚園 (認定こども園：教育部分)	36	16	100	85	63	134
リ夕幼稚園	62	64	63	72	67	75
夢の森幼稚園	38	33	27	22	30	60
合計	136	113	190	179	160	269

※各年4月1日現在

(3) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの利用者数は、令和2年度の221人から、令和6年度の239人と年度ごとの増減はあるものの増加傾向で推移しています。

令和6年度の定員に対する利用者数をみると、大川小学校強い子クラブ及び黒川小学校若あゆクラブにおいては定員を上回っていますが、沢町小学校なかよしクラブにおいては定員を下回っています。

放課後児童クラブの推移

(単位：人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
		利用者				利用者	定員
大川小学校 強い子クラブ	(1～3年)	63	52	49	49	54	80
	(4～6年)	23	21	27	35	35	
黒川小学校 若あゆクラブ	(1～3年)	71	67	65	75	84	120
	(4～6年)	27	29	37	45	39	
沢町小学校 なかよしクラブ	(1～3年)	25	31	27	19	19	80
	(4～6年)	12	14	9	11	8	
合計		221	214	214	234	239	280

※各年4月1日現在

※定員は1クラス40名

3. 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況

(1) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

① 利用者支援事業

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	実施施設数	箇所	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	利用者数	人	2,664	1,709	1,699	2,957

③ 妊婦健診事業

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	受診票交付数	件/年	98	79	81	77
	健診回数	回/年	1,025	906	816	688

④ 乳児家庭全戸訪問事業「赤ちゃん訪問」

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	実施訪問数	人	76	62	59	63

⑤ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	養育支援訪問数	人	43	18	26	21

⑥ 子育て短期支援事業

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	利用者数	人	-	-	19	64

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	利用者数	人	118	128	5	9

⑧ 一時預かり事業

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	預かり保育利用者数	人	2,701	11,738	11,234	11,331
	一時預かり利用者数	人	67	131	185	90

⑨ 延長保育事業

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	利用者数	人	28	12	18	14

⑩ 病児・病後児保育事業

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	利用者数	人	-	-	-	-

⑪ 放課後児童健全育成事業

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	1年生	人	50	45	40	54
	2年生	人	57	56	46	48
	3年生	人	52	49	55	41
	4年生	人	29	33	33	44
	5年生	人	18	25	30	28
	6年生	人	15	6	10	19
	合計	人	221	214	214	234

⑫ 産後ケア事業

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	利用者数	人	-	-	-	0

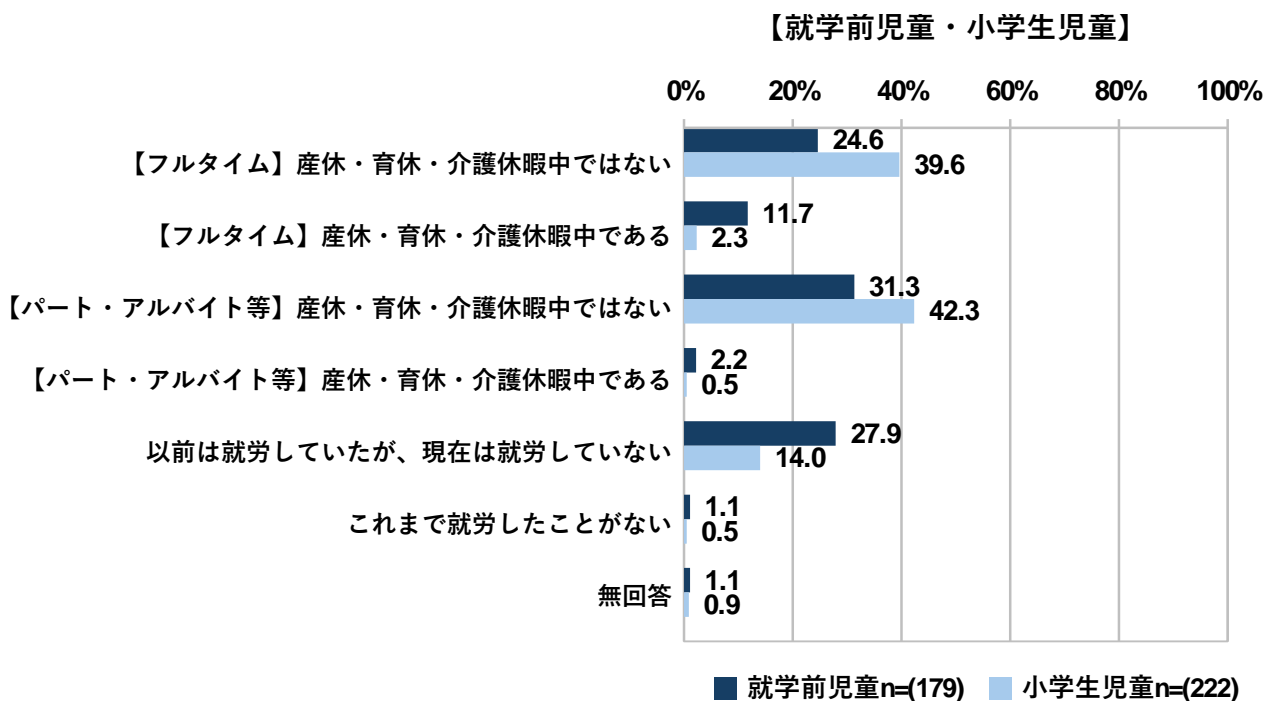
4. アンケート調査からみる子育ての状況

(1) 主な調査結果

① 母親の就労状況

就学前児童では、「【パート・アルバイト等】産休・育休・介護休暇中ではない」が31.3%と最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が27.9%、「【フルタイム】産休・育休・介護休暇中ではない」が24.6%となっています。

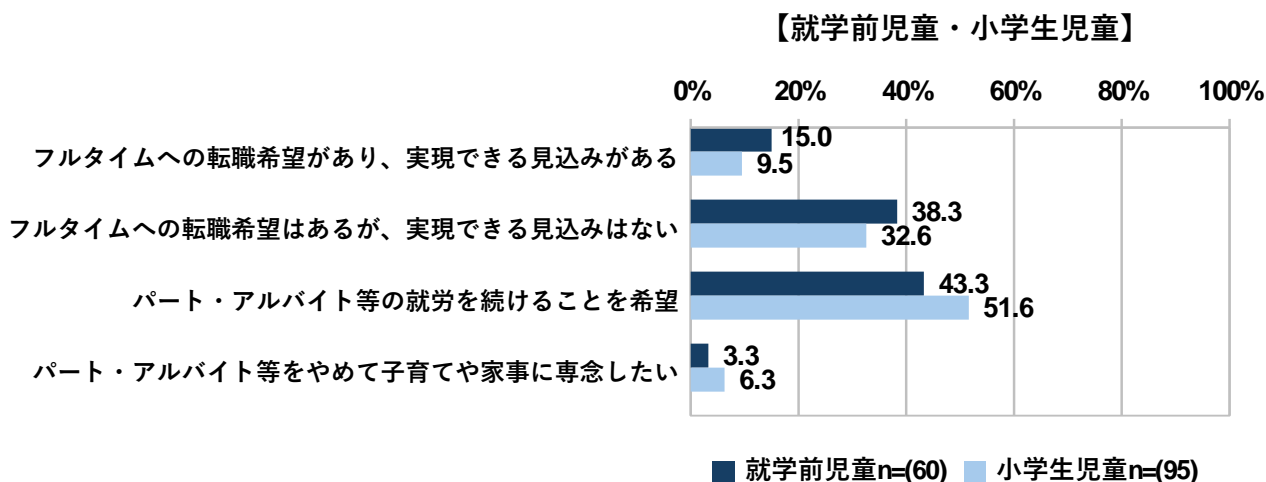
小学生児童では、「【パート・アルバイト等】産休・育休・介護休暇中ではない」が42.3%と最も多く、次いで「【フルタイム】産休・育休・介護休暇中ではない」が39.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が14.0%となっています。



②パート・アルバイト等からフルタイムへの転職希望

就学前児童では、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が43.3%と最も多く、次いで「フルタイムへの転職希望はあるが、実現できる見込みはない」が38.3%、「フルタイムへの転職希望があり、実現できる見込みがある」が15.0%となっています。

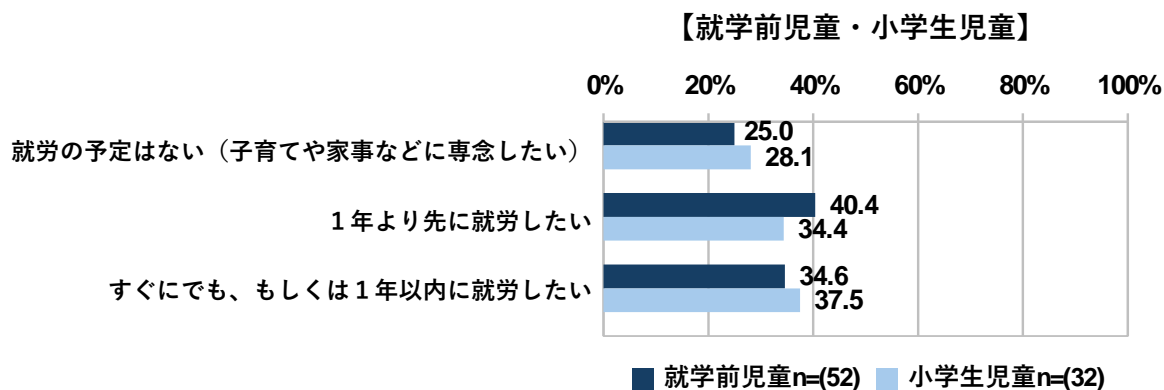
小学生児童では、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が51.6%と最も多く、次いで「フルタイムへの転職希望はあるが、実現できる見込みはない」が32.6%、「フルタイムへの転職希望があり、実現できる見込みがある」が9.5%となっています。



③現在、就労していない母親の今後の就労意向

就学前児童では、「1年より先に就労したい」が40.4%と最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が34.6%、「就労の予定はない（子育てや家事などに専念したい）」が25.0%となっています。

小学生児童では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と最も多く37.5%、次いで「1年より先に就労したい」が34.4%、「就労の予定はない（子育てや家事などに専念したい）」が28.1%となっています。



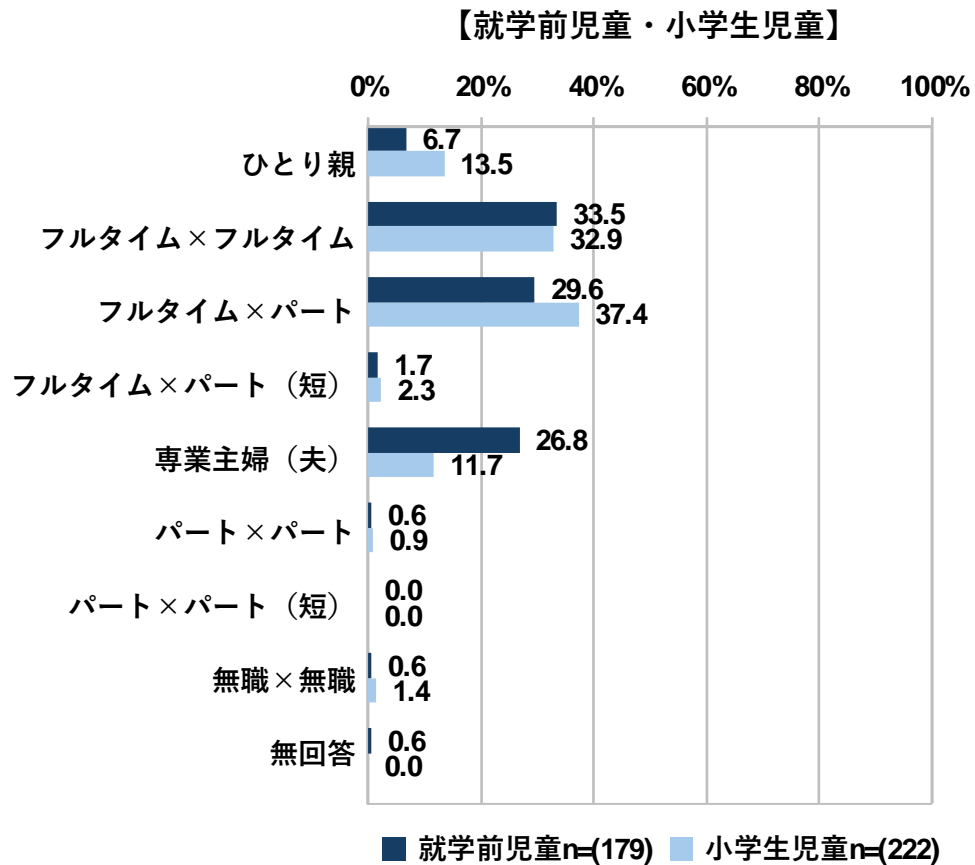
④現在の家庭類型

就学前児童では、「フルタイム×フルタイム」が33.5%と最も多く、次いで「フルタイム×パート」が29.6%、「専業主婦（夫）」が26.8%、「ひとり親」が6.7%となっています。

小学生児童では、「フルタイム×パート」が37.4%と最も多く、次いで「フルタイム×フルタイム」が32.9%、「ひとり親」が13.5%、「専業主婦（夫）」が11.7%となっています。

※母親と父親の現在の就労状況から、家庭類型（就労形態の組み合わせ）を算出

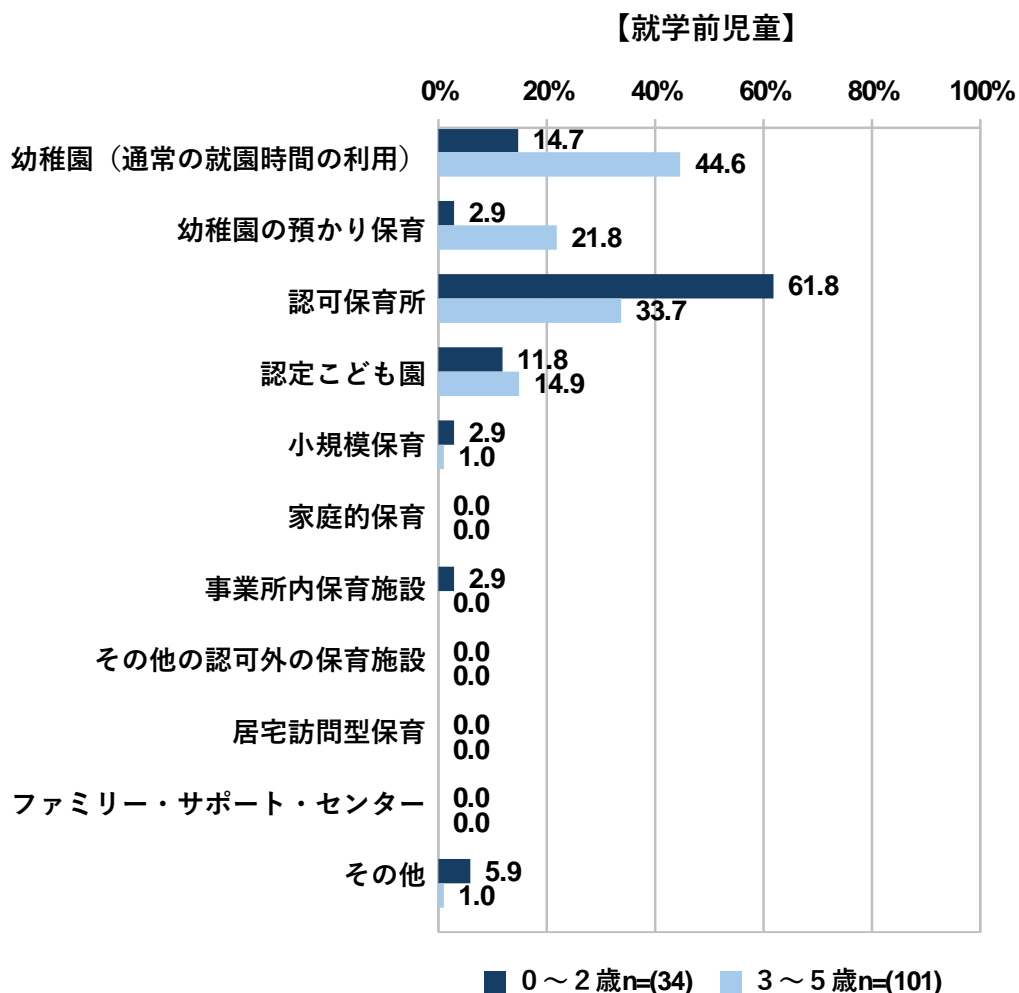
※産休・育休・介護休業中は、フルタイム、パートタイム（アルバイト）のそれぞれに含む



⑤現在、定期的（平日）に利用している教育・保育事業（複数回答）

0歳～2歳では、「認可保育所」が61.8%と最も多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が14.7%、認定こども園が11.8%となっています。

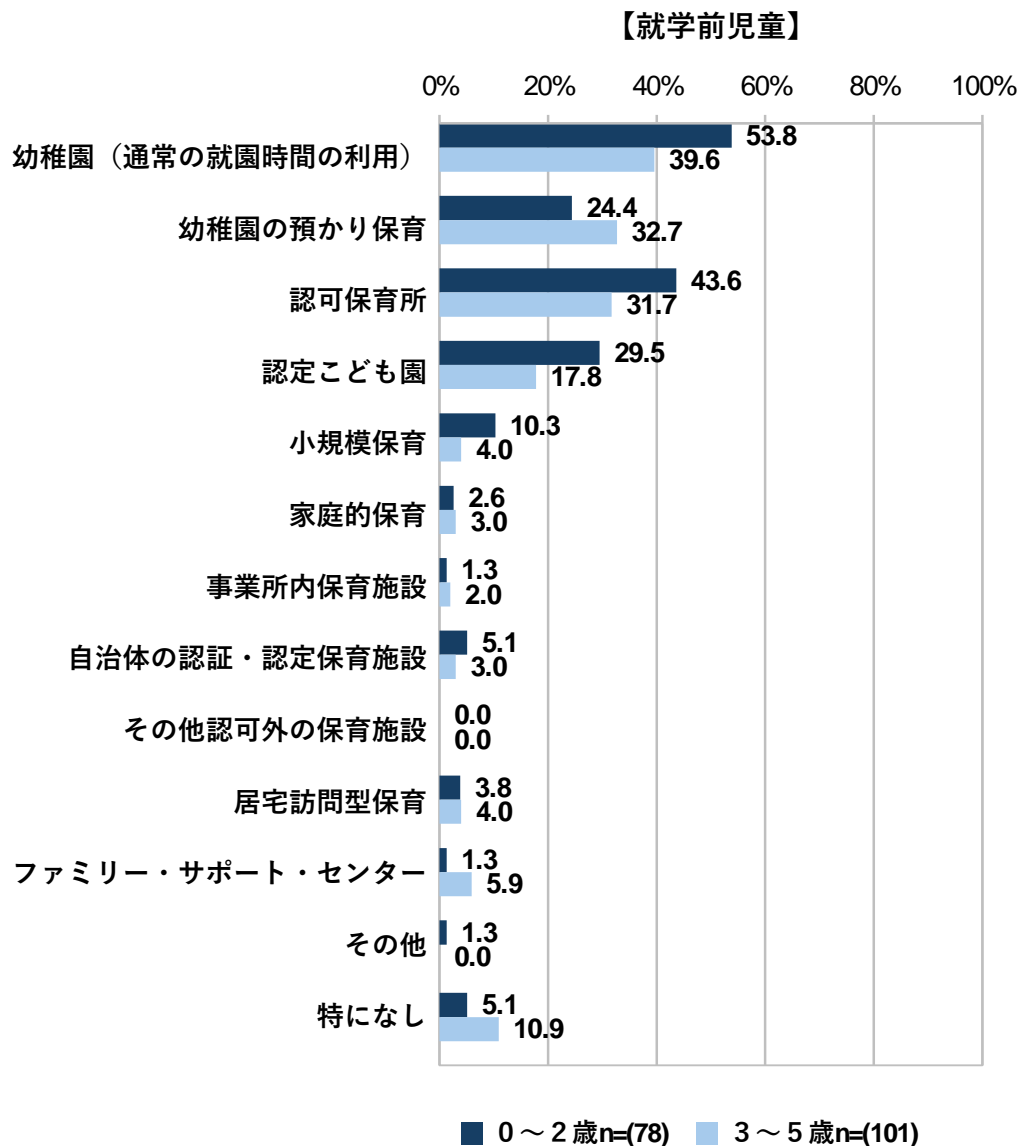
3歳～5歳では、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が44.6%と最も多く、次いで「認可保育所」が33.7%、「幼稚園の預かり保育」が21.8%となっています。



⑥今後、定期的（平日）に利用したい教育・保育事業（複数回答）

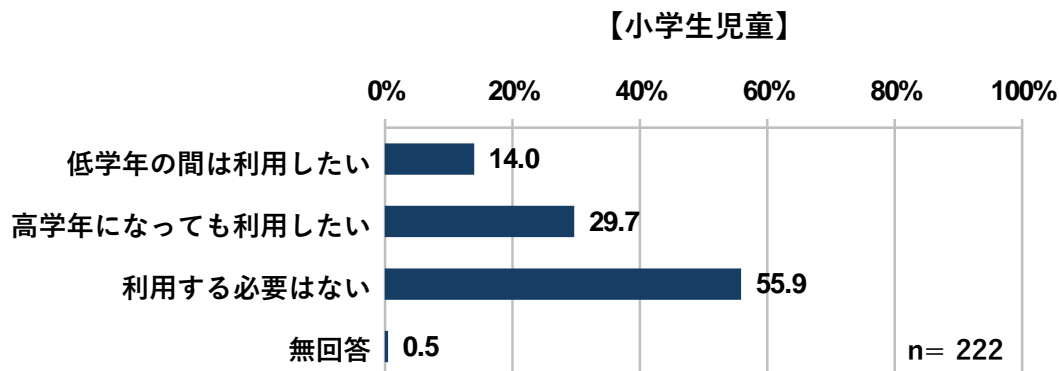
0歳～2歳では、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が53.8%と最も多く、次いで「認可保育所」が43.6%、「認定こども園」が29.5%、「幼稚園の預かり保育」が24.4%となっています。

3歳～5歳では、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が39.6%と最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が32.7%、「認可保育所」が31.7%、「認定こども園」が17.8%となっています。



⑦小学生児童における平日の放課後児童クラブの利用意向

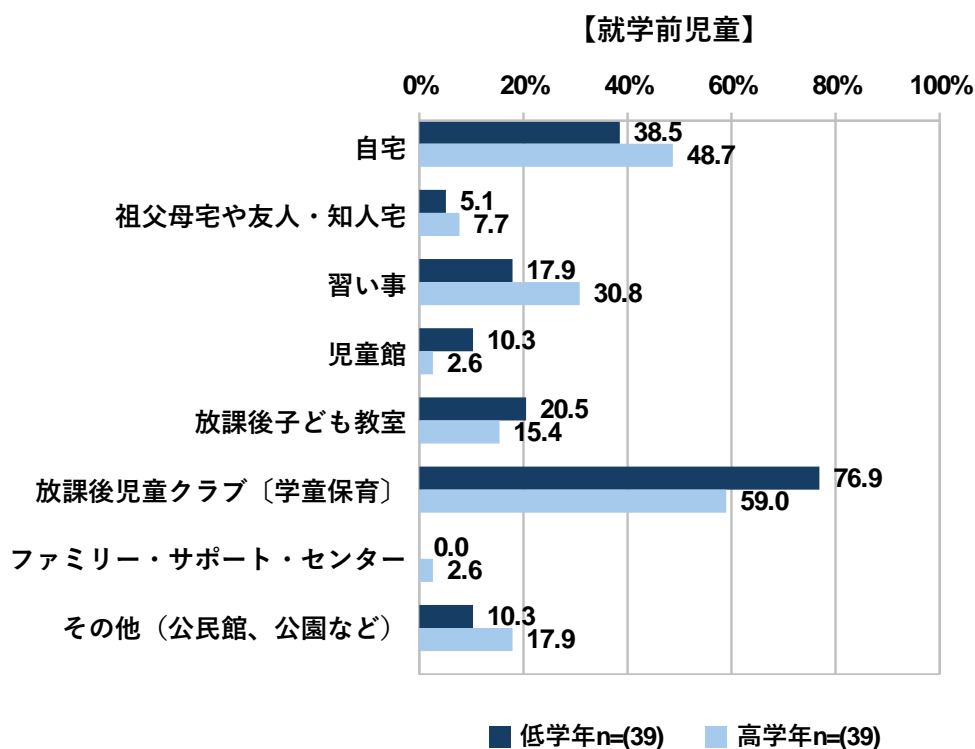
「利用する必要はない」が 55.9%と最も多く、次いで「高学年になっても利用したい」が 29.7%、「低学年の間は利用したい」が 14.0%となっています。



⑧就学前児童における小学校就学後の放課後の過ごし方の意向（複数回答）

小学校低学年（1～3年生）では、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が 76.9%と最も多く、次いで「自宅」が 38.5%、「放課後子ども教室」が 20.5%、「習い事」が 17.9%となっています。

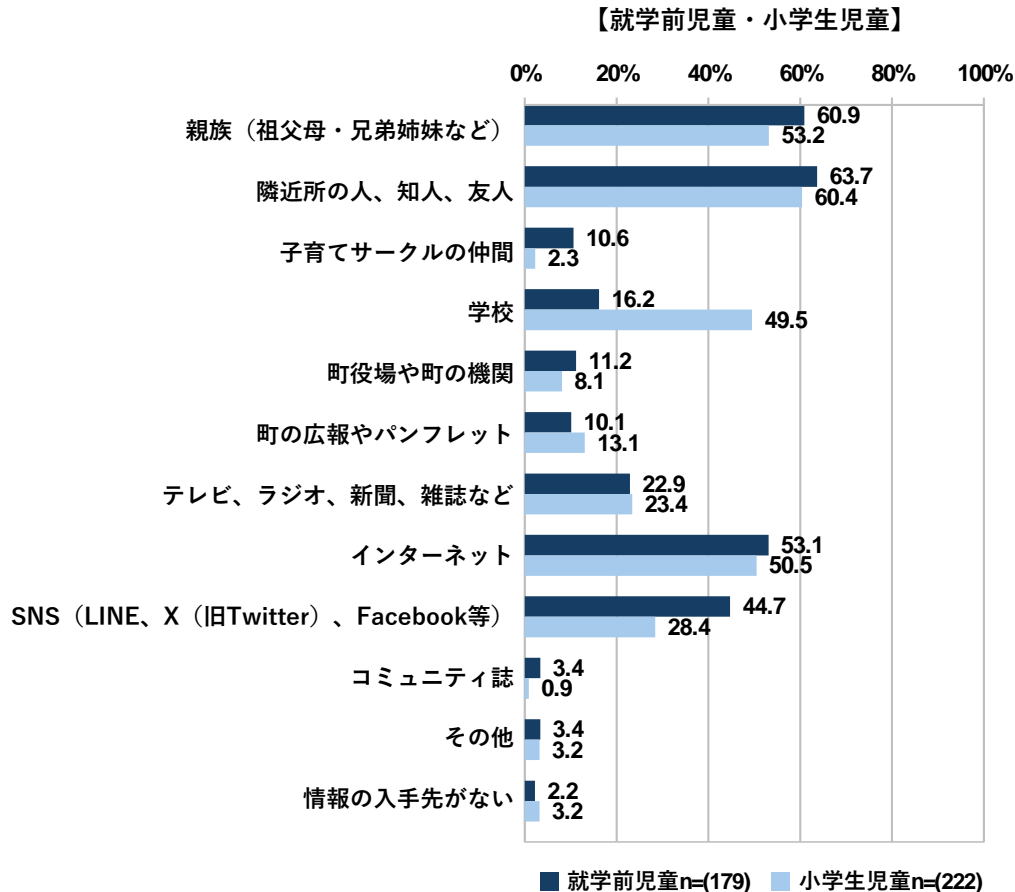
小学校高学年（4～6年生）では、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が 59.0%と最も多く、次いで「自宅」が 48.7%、「習い事」が 30.8%、「放課後子ども教室」が 15.4%となっています。



⑨子育てや教育に関する情報（複数回答）

就学前児童では、「隣近所の人、知人、友人」が63.7%と最も多く、次いで「親族（祖父母・兄弟姉妹など）」が60.9%、「インターネット」が53.1%、「SNS（LINE、X（旧Twitter）、Facebook等）」が44.7%となっています。

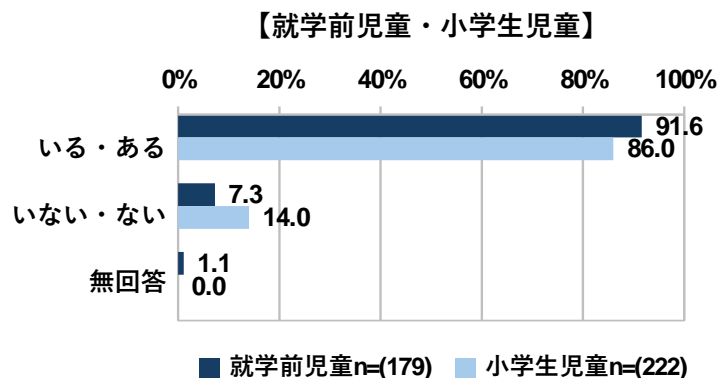
小学生児童では、「隣近所の人、知人、友人」が60.4%と最も多く、次いで「親族（祖父母・兄弟姉妹など）」が53.2%、「インターネット」が50.5%、「学校」が49.5%となっています。



⑩気軽に相談できる人や場所の有無

就学前児童では、「いる・ある」が91.6%、「いない・ない」が7.3%となっています。

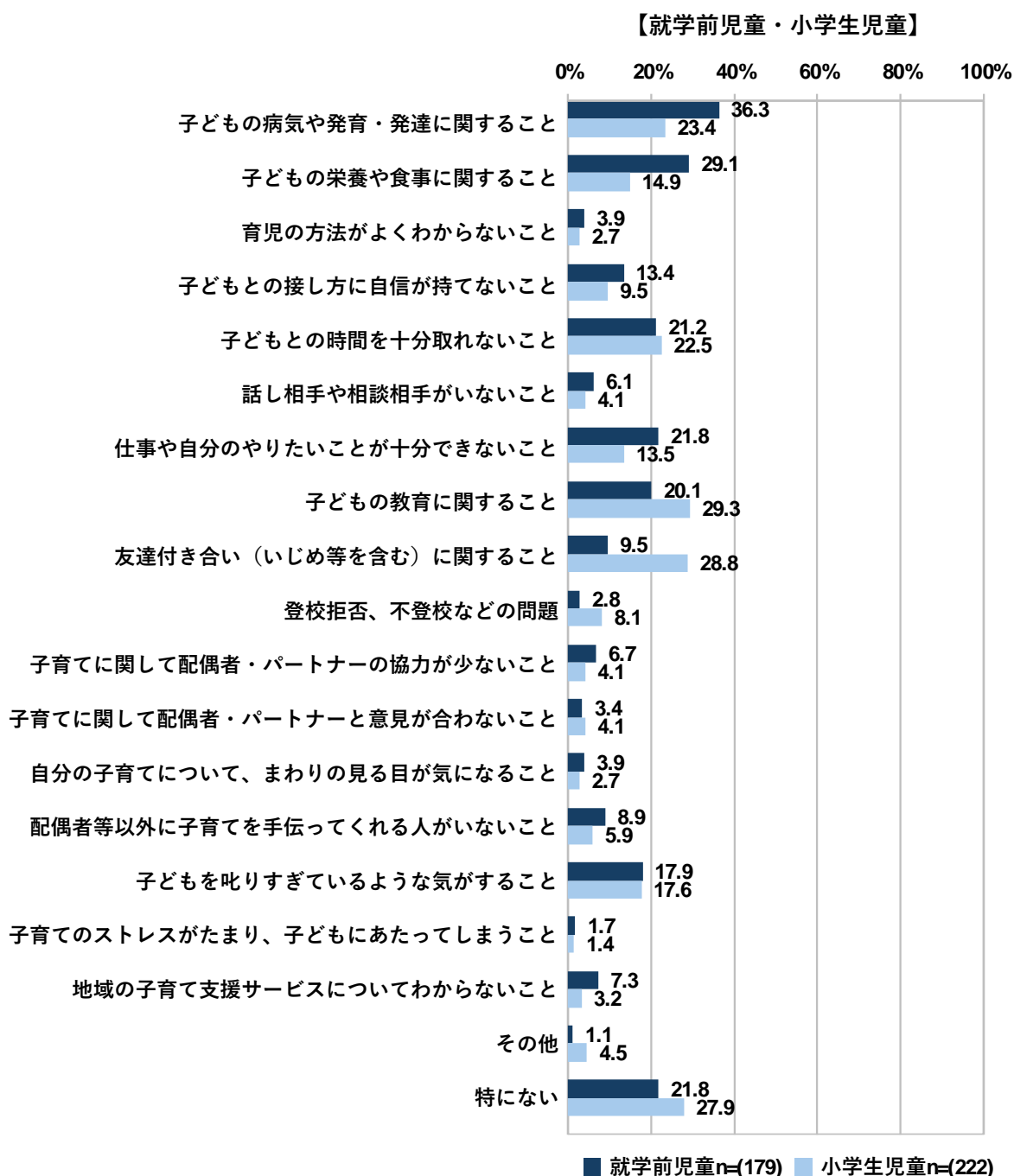
小学生児童では、「いる・ある」が86.0%、「いない・ない」が14.0%となっています。



⑪子育てに関する日常的な悩み（複数回答）

就学前児童では、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が36.3%と最も多く、次いで「子どもの栄養や食事に関すること」が29.1%、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」が21.8%、「子どもとの時間を十分取れないこと」が21.2%、「子どもの教育に関すること」が20.1%となっています。一方で「特にない」は21.8%となっています。

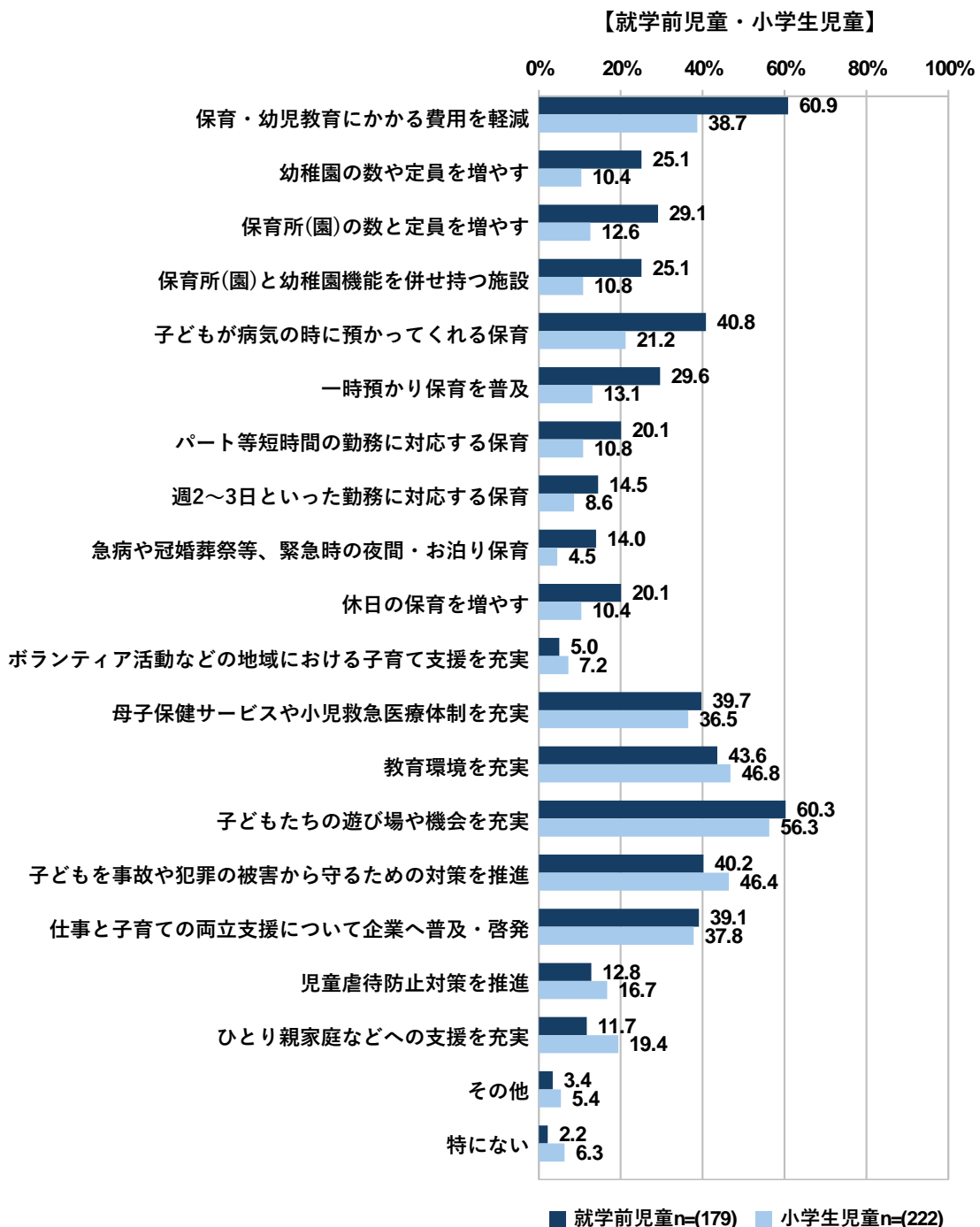
小学生児童では、「子どもの教育に関すること」が29.3%と最も多く、次いで「友達付き合い（いじめ等を含む）に関すること」が28.8%、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が23.4%、「子どもとの時間を十分取れないこと」が22.5%、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが17.6%となっています。一方で「特にない」は27.9%となっています。



⑫必要だと思う子育て支援策（複数回答）

就学前児童では、「保育・幼児教育にかかる費用を軽減」が60.9%と最も多く、次いで「子どもたちの遊び場や機会を充実」が60.3%、「教育環境を充実」が43.6%、「子どもが病気の時に預かってくれる保育」が40.8%、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を推進」が40.2%となっています。

小学生児童では、「子どもたちの遊び場や機会を充実」が56.3%と最も多く、次いで「教育環境を充実」が46.8%、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を推進」が46.4%、「保育・幼児教育にかかる費用を軽減」が38.7%、「仕事と子育ての両立支援について企業へ普及・啓発」が37.8%となっています。



第3章 計画の考え方

1. 基本理念

余市町では、「“家族”“地域”が支え合い育て合うよい関係をつくる」ことをキーワードに、子育ての環境を整えることは、少子高齢化社会にとって極めて重要な課題であることを共通認識としています。

その上で、子どもの人としての権利や自由を尊重しながら、町民や地域、行政など多くの人々が連携し、子育てしやすいまちづくりを推進していきます。

この計画は、こうした第2期計画の考え方を継承しつつ、以下のとおり基本理念を掲げ、本町の子ども・子育て支援を推進します。

基本理念

子どもと子育て家庭をみんなで支え合うまち 余市

2. 基本目標

子どもと家族を取り巻く状況が大きく変化している中、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築する必要があります。

この計画の推進にあたっては、「子どもと子育て家庭をみんなで支え合うまち 余市」の基本理念を踏まえ、以下、5つを基本目標とし、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

基本目標 1

乳幼児期における切れ目のない教育・保育の推進

共働きの増加や就労形態の多様化が進んでおり、子育て家庭のニーズも多様化しています。全ての子どもと子育て家庭を対象として、教育・保育の利用状況や利用希望などを踏まえ、子どもの成長段階に応じて必要な支援が途切れることなく、多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実していくための取組を計画的に進めます。

基本目標 2

地域における支え合いの仕組みづくり

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。

そのためには、町内の家庭、地域社会、企業、行政がそれぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりを推進します。

また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、様々な環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添うことで、子育てに対する負担や不安、孤立感などを軽減し、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。

基本目標 3

親子の健康の確保と子どもの健やかな成長に繋げる支援

晩婚化や少子化、若年出産の増加など、妊娠や出産を取り巻く環境が大きく変化している中、妊娠期、出産期、新生児期及び乳児期を通じ、母子の健康を確保することを目的に乳幼児健診、家庭訪問、両親学級等の保健指導の充実に努めます。

また、保護者の育児不安の解消等を図るため、家庭訪問や乳幼児健診の場を活用した相談・指導を実施し、児童虐待の発生予防の観点も含めた妊娠期からの切れ目のない支援など、子どもの健やかな発達を支えます。

基本目標 4

配慮を必要とする子どもと子育て家庭への支援

障がい、疾病、虐待、貧困、家庭の状況などにより、配慮を必要とする全ての子どもや子育て家庭を支援します。

また、地域全体で子育てを支えていくために、社会資源の育成を図るとともに、相互の連携強化などネットワークづくりを推進し、子育てしやすい地域環境の整備を図ります。

基本目標 5

家庭と仕事の両立の推進

家庭生活と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、労働者、事業主、地域など社会全体の運動として広げていくことが必要とされています。

女性の社会進出が進む中、働く男女の職業生活と家庭生活との両立に向けた取組を進めるとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援を行います。

第4章 施策の展開

1. 関連施策の展開

(1) 産休・育休明けにおける教育・保育等の円滑な利用の確保

本町においては、出産後の育児休業満了時（原則1歳到達時）に保育所、認定こども園、幼稚園等の利用を希望する保護者について、育児休業満了時から円滑に利用できるような環境整備について検討します。

また、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対して様々な手法を用いて情報提供を行うとともに、保護者が地域から孤立することがないように、相談体制の充実、相談窓口の周知など、必要な支援を積極的に行っていきます。

なお、令和5年3月までは、育休の場合に引き続き利用することの必要性として障害や就学前の年度のみ受入れを行っていましたが、令和5年4月から、町規則改正により、育児休業における保育要件を緩和し以前より継続して利用しやすい環境を整えました。

(2) 児童虐待防止対策の推進

妊娠・出産・育児期の家庭では、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱え、周囲の支えを必要としていることがあります。こうした家庭に適切な支援が届けられず、痛ましい児童虐待に繋がる場合があります。

本町では、育児放棄や児童虐待などから子どもの命を守るための対策として、病院、児童相談所、警察、学校、保育所（園）、認定こども園、幼稚園などの関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」を設置し、情報共有や個別のケース検討会議を開催するとともに、虐待の予防等に関する町民への啓発などを行っています。

また、児童相談所と連携し、要保護児童の状況に応じた取組に努めるとともに、短期入所生活支援を利用し児童をショートステイさせることにより、保護者がレスパイトすることで、児童虐待を未然に防止する取組も行っています。

今後も、関係機関との情報共有や連携を図り、必要な対応を実施するとともに、研修会等への参加を通して事例に基づく要支援家庭への対処について理解を深めるなど、担当職員等の資質向上を図ります。

また、子どもや家庭に関する相談体制の充実とともに、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域医療機関との連携、乳幼児訪問の実施等を通じて、妊娠・出産及び育児期に支援を要する子どもや妊婦の家庭を早期に把握し支援していきます。

<短期入所生活支援の実績> (単位：日)

	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
延べ利用日数	19	64

(3) 障がい児施策の充実等

障害のある子どもの健やかな育成を支援するため、障がいのある子どもとその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要です。

また、障がいのある子どもとその家族に対して、切れ目ない支援の充実を図るとともに、医療的ケアが必要な子どもや様々な発達に課題のある子ども等について、医療、福祉、教育が連携して対応する環境整備に取り組む必要があります。

本町では、就学前児童に対して、北後志母子通園センターで療育や相談支援等を行っていますが、今後も支援が必要な子どもとその家族に対する支援の充実を図っていきます。

また、保育所（園）・認定こども園、幼稚園、学校などと連携し、より適切な教育・保育を提供するため、子どもを支援する職員の研修会参加など資質向上を図るとともに、発達障がいについて、適切な情報周知と家族支援を行うなど関係機関と連携して取組を進めていきます。

(4) 生まれ育った環境に左右されない支援の推進

生まれ育った家庭や様々な事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない全ての子どもたちが、生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持つことができる社会を実現するため、こうした子どもの貧困の解消に向けた総合的な取組を行っていく必要があります。

本町では、子どもと子育て家庭を支援する視点を基本に、教育の支援、生活の安定の支援、保護者の就労支援、経済的支援など、子どもの貧困の解消に向けた施策を今後も推進していきます。

特に、ひとり親家庭に対しては、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等に従って、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により総合的な自立支援を推進します。

また、子育て、進学、就職に関する悩みがある場合には、適切な相談窓口や支援制度の紹介などひとり親家庭の生活の安定と向上に向けた取組を進めます。

(5) 教育・保育環境の充実

アンケート調査結果では、必要だと思える子育て支援策として、教育・保育環境の充実が挙げられています。

幼児期の子どもの育ちは、生涯にわたって幸せに過ごすために特に重要な時期であり、人格形成の基礎を築く初めの大切な段階といわれており、将来の余市町を担う人材の育成のためにも、教育・保育環境を充実させることが重要となってきます。

本町では、子どもと子育て家庭が望んでいる子育て支援施策を実施するために、保育や教育に携わる職員に対する研修を実施するとともに、幼少期から子どもが自立していくまで、切れ目のない支援を進めていきます。

第5章 量の見込み及び確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定めることとされています。

また、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町では、各教育・保育提供施設の利用状況、町内の各教育・保育提供施設への距離、移動手段をみると、町内全体が1つの生活圏域となっています。

今後、人口減少によって教育・保育ニーズが減少する地域も想定されるなど、町内全体で柔軟に需給調整を行うことも想定されることから、本町では1区域を設定します。

2. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

教育・保育の量の見込みについては、就学前児童を対象としたアンケート調査の結果をもとに、国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」から算出された量の見込みに対して、計画年度における確保の方策を設定します。

なお、国が示す算出方法に従って量の見込みを計算すると、利用実績と大きくかけ離れていると判断されたものは、利用実績をもとに補正を行っています。

(1) 教育・保育施設の現状

町内には、保育所（園）が3施設（町立2施設、私立1施設）、認定こども園が1施設（私立）、幼稚園が2施設（私立）、認可外保育施設が2施設（私立）設置されています。

保育所（園） 保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園 小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

幼稚園 保護者の就労状況に関わらず3歳から入園でき、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

(2) 量の見込み及び確保方策

①令和7（2025）年度

(単位：人)

区分		1号認定	2号認定	3号認定		
		3歳以上		0歳	1歳	2歳
量の見込み		160	90	19	37	38
確保方策	特定教育・保育施設	229	163	15	39	49
	認可外保育施設	—	6	4	3	3
	合計	229	169	19	42	52

②令和8（2026）年度

(単位：人)

区分		1号認定	2号認定	3号認定		
		3歳以上		0歳	1歳	2歳
量の見込み		147	82	19	38	38
確保方策	特定教育・保育施設	229	163	15	39	49
	認可外保育施設	—	6	4	3	3
	合計	229	169	19	42	52

③令和9（2027）年度

(単位：人)

区分		1号認定	2号認定	3号認定		
		3歳以上		0歳	1歳	2歳
量の見込み		140	79	19	37	38
確保方策	特定教育・保育施設	229	163	15	39	49
	認可外保育施設	—	6	4	3	3
	合計	229	169	19	42	52

④令和10（2028）年度

（単位：人）

区分		1号認定	2号認定	3号認定		
		3歳以上		0歳	1歳	2歳
量の見込み		135	76	18	37	37
確保方策	特定教育・保育施設	229	163	15	39	49
	認可外保育施設	—	6	4	3	3
	合計	229	169	19	42	52

⑤令和11（2029）年度

（単位：人）

区分		1号認定	2号認定	3号認定		
		3歳以上		0歳	1歳	2歳
量の見込み		133	75	18	37	37
確保方策	特定教育・保育施設	229	163	15	39	49
	認可外保育施設	—	6	4	3	3
	合計	229	169	19	42	52

■今後の方向性

- ◇保育所（園）3施設、認定こども園1施設、幼稚園2施設、認可外保育施設2施設において、幼児期における教育・保育を実施しておりますが、今後も利用希望に対応した実施体制を確保します。
- ◇待機児童が発生しないよう、利用実績や利用希望の状況を把握し、必要に応じて幼稚園の認定こども園への移行や町立保育施設の統廃合、町外の保育施設との連携など、適切な保育サービスの充実に努めます。

3. 乳児等通園支援事業の量の見込み及び確保方策

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行され、現行の教育・保育給付に加え、全ての子育て世帯において、子どもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を設けること、および孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減することを目的に、保育所などに通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象とした、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟な利用が可能な「乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）」が新たに創設され、令和8年度から給付化（令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業として位置付け）されます。

市町村は、教育・保育給付と同様に、子ども・子育て支援事業計画において、乳児等通園支援事業に係る「量の見込み」と「確保方策」を定める必要があることから、本町においても、次のとおり設定することとします。

■量の見込み及び確保方策

項目			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	延べ利用人数	1	1	1	1	1
	確保方策	延べ利用人数	-	1	1	1	1
1歳児	量の見込み	延べ利用人数	2	2	2	2	2
	確保方策	延べ利用人数	-	1	1	2	2
2歳児	量の見込み	延べ利用人数	2	2	2	2	2
	確保方策	延べ利用人数	-	1	1	2	2

■今後の方向性

アンケート調査結果からも、こども誰でも通園制度を利用したいと回答した保護者は多くなっていることから、令和8年度以降の実施を見越して、量の見込みに対応した定員を確保することを基本とし、実際の保護者ニーズに応じた提供体制の確保に努めることとします。

なお、提供方法については、乳児等通園支援事業を実施する町内の各教育・保育施設において、職員体制などを勘案して設定するものとします。

4. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び確保方策

地域子ども・子育て支援事業の見込みについては、就学前児童を対象としたアンケート調査の結果をもとに、国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」から算出された量の見込みに対して、計画年度における確保の方策を設定します。

なお、国が示す算出方法に従って量の見込みを計算すると、利用実績と大きくかけ離れていると判断されたものは、利用実績をもとに補正を行っています。

(1) 利用者支援事業

■事業の概要

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報提供や相談・援助を実施するとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

(妊婦等包括相談支援事業を含みます。)

■量の見込み及び確保方策

	(実施箇所数)				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
確保の方策(箇所)	1	1	1	1	1

■今後の方向性

子育て・健康推進課の窓口において、子ども・子育て関連サービスの利用を希望する方が、最も適したサービスを選択できるよう、実施体制を確保します。

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

また、「こども家庭センター」として相談支援体制の強化を図っていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

■事業の概要

子育て世代の親子が集い、交流する場を提供し、子育てについての情報交換や相談・援助を行う事業です。

■量の見込み及び確保方策

(延べ利用者数、実施箇所数)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(人/年)		2,691	2,549	2,513	2,448	2,419
確保の方策	人/年	2,691	2,549	2,513	2,448	2,419
	箇所	3	3	3	3	3

■今後の方向性

キッズルームあっぷる、ひろば型子育て支援とともに、つどいの広場において事業を実施し、利用希望に対応した実施体制を確保します。

(3) 妊婦健康診査

■事業の概要

妊婦や胎児の健康状態を確認するため、定期的に健康診査(健康状態の把握、検査計測、保健指導)を行う事業です。

■量の見込み及び確保方策

(受診票交付件数、延べ健診回数)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	受診票交付 (件/年)	85	85	83	82	82
	健診回数 (回/年)	1,020	1,020	996	984	984
確保の方策	受診票交付 (件/年)	85	85	83	82	82
	健診回数 (回/年)	1,020	1,020	996	984	984

■今後の方向性

母子手帳配布時に受診券を交付し、妊婦一般健康診査、超音波検査等について、医療機関に委託し実施体制を確保します。

(4) 産後ケア事業

■事業の概要

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

■量の見込み及び確保方策

(延べ利用者数)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(人/年)	10	10	11	12	12
確保の方策(人/年)	10	10	11	12	12

■今後の方向性

希望する全ての母子が本事業を利用できるように、周知、実施内容の充実を図り、医療機関への委託や在宅助産師の活用により支援体制を確保します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

■事業の概要

生後4か月までの乳児を対象に全戸訪問を実施し、母子の心身の状況や不安・悩みを聴くことにより養育環境を把握するとともに、必要なサービスの提供につなげるなど子育てに関する情報提供を行う事業です。

■量の見込み及び確保方策

(延べ訪問人数)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(人/年)	62	62	60	60	59
確保の方策(人/年)	62	62	60	60	59

■今後の方向性

保健師のほか、在宅の助産師等を活用し、全ての家庭を訪問する体制を確保します。

(6) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業の概要

養育支援が特に必要な家庭や、養育に関する悩みや子どもの発達に不安のある方に対し、家庭訪問により支援を行う事業です。

■量の見込み及び確保方策

(延べ訪問人数)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(人/年)	25	25	25	25	25
確保の方策(人/年)	25	25	25	25	25

■今後の方向性

医療機関との連携や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診などで把握した情報により、養育支援が必要な家庭を把握し、保健師が訪問する体制を確保します。

児童虐待の予防・防止、早期発見及び虐待事例等への円滑な支援を行うために、「要保護児童対策地域協議会」のネットワークを活用し、関係機関と連携した支援体制を確保します。

(7) 子育て世帯訪問支援事業

■事業の概要

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

■量の見込み及び確保方策

(延べ利用者数)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(人/年)	24	23	22	21	21
確保の方策(人/年)	-	-	-	-	21

■今後の方向性

要支援児童の保護者等に対して、子育ての不安や悩みの傾向や相談、助言に関する支援体制を確保します。

(8) 児童育成支援拠点事業

■事業の概要

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

■量の見込み及び確保方策

(延べ利用者数)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(人/年)	12	11	11	11	10
確保の方策(人/年)	-	-	-	-	10

■今後の方向性

事業の実施にあたり、こども家庭センターの設置や人材確保等の実施体制を検討し、利用希望に対応した事業の実施体制を確保します。

(9) 親子関係形成支援事業

■事業の概要

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

■量の見込み及び確保方策

(延べ利用者数)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(人/年)	12	11	11	11	10
確保の方策(人/年)	-	-	-	-	10

■今後の方向性

乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問を基に、親子の関係性や子どもとの関わり方等に不安を抱えている保護者に対して、子どもとの関わり方や、子育ての悩み、不安を解消するための相談体制を確保します。

(10) 子育て短期支援事業

■事業の概要

18歳未満を対象とし、保護者の病気等により、家庭での養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等において短期間児童を預かる事業です。

■量の見込み及び確保方策

(延べ利用者数)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(人/年)	60	57	55	53	52
確保の方策(人/年)	70	70	70	70	70

■今後の方向性

児童養護施設櫻ヶ丘学園と委託契約を締結し、利用希望に対応した実施体制を確保します。

(11) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

■事業の概要

子育てについて援助を受けたい人と援助を提供したい人により会員組織をつくり、相互に子育て家庭を支援していく事業です。

■量の見込み及び確保方策

(延べ利用者数)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(人/年)	10	10	10	10	10
確保の方策(人/年)	10	10	10	10	10

■今後の方向性

本町では、子育てサポート・センターとして余市町社会福祉協議会が実施運営をしています。

円滑な援助活動の推進に向け、援助会員増加の取組など、余市町社会福祉協議会と連携を図ることにより、利用希望に対応した実施体制を確保します。

(12) 一時預かり事業

■事業の概要

①幼稚園及び認定こども園における預かり保育事業（在園児が対象）

「預かり保育事業」とは、保護者の希望に応じて、教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

②保育所（園）における一時預かり事業（在園外児が対象）

「一時預かり事業」とは、普段、保育所の利用がない世帯の保護者が病気やけがなどにより、一時的に保育を必要とする場合に子どもを預かる事業です。

■量の見込み及び確保方策

(延べ利用者数)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量 の 見 込 み	預かり保育 [幼稚園、認定こども園] (人/年)	9,362	9,362	9,362	9,362	9,362
	一時預かり [保育所(園)] (人/年)	196	196	196	196	196
確 保 の 方 策	預かり保育 [幼稚園、認定こども園] (人/年)	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
	一時預かり [保育所(園)] (人/年)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

■今後の方向性

「預かり保育事業（在園児対象）」は、町内の認定こども園1施設と幼稚園2施設において事業を実施し、利用希望に対応した実施体制を確保します。

「一時預かり事業（在園外児対象）」は、町内の保育所（園）2施設において事業を実施し、利用希望に対応した実施体制を確保します。

(13) 延長保育事業

■事業の概要

保育所（園）の在園児について、通常の利用時間を延長して保育する事業です。

■量の見込み及び確保方策

		(実利用者数)				
		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（人）		13	12	12	12	11
確保の方策	人	110	110	110	110	110
	箇所	3	3	3	3	3

■今後の方向性

町内の保育所（園）3施設において事業を実施し、利用希望に対応した実施体制を確保します。

(14) 病児保育事業

■事業の概要

病中又は病気回復期にあつて、集団の中での保育が困難な病児を預かる事業です。

■量の見込み及び確保方策

		(延べ利用者数)				
		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（人/年）		109	103	102	99	98
確保の方策（人/年）		実施体制を 検討	関係機関と 協議	関係機関と 協議	関係機関と 協議	関係機関と 協議

■今後の方向性

事業の実施にあたり、実施する保育施設や看護師の確保など、その実施体制を検討するとともに、関係機関との協議を進め、利用希望に対応した実施体制を確保します。

(15) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■事業の概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生（1～6年生）に、授業の終了後、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込み及び確保方策

(実利用者数)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	1年生(人)	56	66	52	56	51
	2年生(人)	63	56	66	52	56
	3年生(人)	39	41	40	47	37
	4年生(人)	39	39	41	40	47
	5年生(人)	20	21	21	21	24
	6年生(人)	27	20	21	20	21
	合計(人)	244	243	241	236	236
確保の方策	定員(人)	360	360	360	360	360
	実施数(箇所)	9	9	9	9	9

■今後の方向性

各小学校、教育委員会と連携し余裕教室を活用して、黒川小学校4クラス、大川小学校3クラス、沢町小学校2クラスを開設し、利用希望に対応した実施体制を確保します。

(16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき費用等を助成する事業です。

■今後の方向性

幼児教育・保育料の無償化を令和6年度より町独自で実施しており、引き続き継続していきます。

(17) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

■事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■今後の方向性

現在の特定教育・保育施設により、ほぼ必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。今後の事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開します。

5. 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園への移行の推進

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、幼児期における教育・保育の一体的な提供が可能であるほか、保護者の就労状況及びその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

本町では、認定こども園の設置が推進されるよう支援し、幼保一元化を推進します。また、認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(2) 質の高い教育・保育の一体的な提供の推進

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要なものであることを鑑み、質の高い教育・保育を提供していく必要があります。

質の高い教育・保育の提供にあたっては、教育・保育事業者の相互連携を行うとともに、本町の教育・保育施設などに勤務する保育士や幼稚園教諭が研修などの学ぶ機会の開催や情報提供を行うことで、保育士や幼稚園教諭などの資質向上に効果的な取組を推進します。

(3) 町立保育所の統廃合の検討について

町立保育所は、大川保育所（昭和52年築）、中央保育所（昭和57年築）の2カ所で運営しておりますが、それぞれ建築から47年、42年以上の年数が経過しており、施設の老朽化が進んでおります。

本アンケートにて町立保育所の統廃合に係る項目を併せて実施した結果、「新たな場所に設置を希望する」が2/3を占めており、設置場所の適地として7割以上の方が「黒川地区」を希望しております。保護者からは、子どもの受入れ人数の増加のために保育士の確保、駐車場の充実、グラウンドの整備、津波被害のない地域での建築等の要望があったことを踏まえ、これらの意見を参考に統廃合に向けた協議検討を進めていきます。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

(1) 幼児教育・保育の無償化

国は、「子ども・子育て支援法」の一部を改正（令和元年 10 月 1 日施行）し、急速な少子化の進行への総合的な対策と生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援新制度における幼稚園、保育所、認定こども園等の3歳～5歳（非課税世帯の0歳～2歳を含む）までの児童の利用者負担額を無償化するとともに、私学助成を受ける従来型の幼稚園、認可外保育施設等の利用者への新たな給付制度「子育てのための施設等利用給付」を創設しました。

また、令和6年度からは、国制度で無償化となっていない利用者負担の保育料の無償化を町独自事業として行っております。

(2) 適切な給付の推進

本町における、子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

(3) 都道府県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、北海道に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、北海道と情報を共有し相互に密接に連携を図りながら適切な取組を進めていきます。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の点検・管理

計画の適切な進行管理を進めるために、具体的施策の進行状況について把握するとともに、子ども・子育て会議にて、施策・事業や教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

また、計画期間内の中間年を目安として、事業計画に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等について、計画値と実績値の乖離が大きい場合は見直しを行います。

2. 関係機関の役割及び連携

(1) 計画の推進に向けた役割

本計画を推進するためには、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て家庭への支援について深く理解し、主体的に取り組む必要があります。

そのため、行政機関はもとより、家庭や地域、保育所（園）、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たし連携していくことが重要です。

①行政の役割

行政は、子育て支援の重要な役割を担うものであるため、子ども及びその保護者が必要とするサービスを円滑に利用でき、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めるとともに、この計画に基づく事項を総合的かつ計画的に推進します。

②家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任があることを認識し、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

③地域・各種団体の役割

子どもは地域の中で社会性を身につけて成長していくことから、家庭環境、障がいの有無、国籍等に関わらず、全ての子ども及び保護者が、積極的に地域の活動に参加し、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

④企業・職場の役割

働いている全ての人が、仕事と私生活のバランスを取りながら多彩な働き方を選択できるよう、職場の柔軟な理解や雰囲気作りなど、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

(2) 計画の推進に向けた連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

①町内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めます。

また、妊娠・出産期からの各種健診や産後ケア事業等を行い、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所（園）は、子ども・子育て支援における地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業等を行う事業者と連携していきます。

②近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的な取組を推進することが必要となります。

そのため、町民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

③国・道との連携、関係部局間の連携と協働

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に係る全ての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

資料編

1. 余市町子ども・子育て会議

(1) 余市町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 13 日
条例第 25 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、余市町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の会議への出席)

第 6 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(2) 余市町子ども・子育て会議委員名簿

【委嘱期間】令和5年4月1日～令和7年3月31日

◎：会長 ○：副会長 (順不同・敬称略)

区分	氏名	推薦団体名等(役職)
保護者(1号)	杉山 彩	公 募
	芳賀 彩香	公 募
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者(2号)	大下 聡	学校法人夢の森学園夢の森幼稚園 (理事長)
	加藤 良太郎	余市町PTA連合会 (会長)
	佐々木 艶子	余市町社会福祉協議会 (子育てサポートセンター統括リーダー)
	藤平 和子	余市町民生委員協議会 (主任児童委員)
	○星野 まどか	余市町沢町児童館母親クラブ (会長)
子ども・子育て支援に関し 学識経験を有する者(3号)	名取 俊晴	余市町校長会 (余市町立登小学校校長)
	◎彫谷 泰嗣	余市町地域子ども会育成連絡協議会 (会長)
	寺井 一哉	社会福祉法人徳風会 (理事長)

2. 計画の策定経過

期 日	協議事項等
令和5年8月9日	令和5年度第1回余市町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て会議正副会長選出 ・余市町子育て会議の役割について ・余市町黒川児童館の閉館について ・余市町まち・ひと・しごと創生委員会委員の選出について
令和6年2月26日	令和5年度第2回余市町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ増設について ・余市町子育て世帯物価高騰生活支援給付金について
令和6年5月17日	令和6年度第1回余市町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・余市町子育て会議の役割について ・第3期余市町子ども・子育て支援事業計画策定について (ニーズ調査の内容、今後のスケジュール)
令和6年8月27日	令和6年度第2回余市町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査結果について ・ほろりゅうじ保育園の土曜保育について ・認可外保育施設等利用に係る町独自の助成について ・児童手当の改正について
令和6年11月26日	令和6年度第3回余市町子ども・子育て会議（書面開催） <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設の利用定員に変更について
令和6年12月26日	令和6年度第4回余市町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第3期余市町子ども・子育て支援事業計画素案について ・余市町デジタル田園都市総合戦略委員について
令和7年1月27日 ～2月26日	パブリックコメントの実施
令和7年3月18日	令和6年度第5回余市町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について

第3期余市町子ども・子育て支援事業計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

発行日：令和7年3月

発行：余市町

編集：余市町 民生部 子育て・健康推進課

〒046-8546 北海道余市郡余市町朝日町 26 番地

TEL 0135-21-2122

FAX 0135-21-2144